

## 加工デンプンの表示について

### 1. 背景

- これまで食品として取り扱われてきた加工デンプンを添加物として指定することになり、食品の表示の方法も変わることから、添加物部会において報告するものである。

### 2. 加工デンプンの表示について

- 今回指定を検討している加工デンプン 11 品目は、わが国ではこれまで食品として取り扱われてきたことから、食品の原材料表示として「加工でんぷん」、「加工でん粉」、「加工澱粉」、「加工デンプン」、「でんぷん」、「でん粉」、「澱粉」、「デンプン」と表示されている。
- 今後、これらの加工デンプン 11 品目を食品添加物として指定した場合には、それらを表示する際は、食品としての原材料表示ではなく、食品添加物として物質名による表示が必要となるが、以下について留意する必要がある。
  - **物質名**：今回指定する 11 品目の加工デンプンの物質名は以下のとおりとする。原則として、この物質名をもって食品添加物を表示することとなる。
    - ・ アセチル化アジピン酸架橋デンプン
    - ・ アセチル化リン酸化架橋デンプン
    - ・ アセチル化酸化デンプン
    - ・ オクテニルコハク酸デンプンナトリウム
    - ・ 酢酸デンプン
    - ・ 酸化デンプン
    - ・ ヒドロキシプロピルデンプン
    - ・ ヒドロキシプロピルリン酸架橋デンプン
    - ・ リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン
    - ・ リン酸化デンプン
    - ・ リン酸架橋デンプン

- ▶ **簡略名**：これまで食品として「加工でんぷん」等と表記されてきた経緯から、物質名に代わり「加工でん粉」、「加工でんぷん」、「加工デンプン」、「加工澱粉」と簡略名での表示を可能とすることが適当。

**例 アセチル化酸化デンプンを使用した場合**

原材料名 ○○、○○、アセチル化酸化デンプン、○○  
→○○、○○、加工デンプン、○○

この他、オクテニルコハク酸デンプンナトリウムは、オクテニルコハク酸デンプンNaとの簡略名の表示も可能とする予定。

また、デンプングリコール酸ナトリウム（食品添加物として指定済）についても「加工デンプン」の簡略名を認める予定。なお、デンプンリン酸エステルナトリウムについては、指定削除を検討することとしている。

- ▶ また、加工デンプンの用途としては、増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料、乳化剤が考えられるが、乳化剤として使用した場合と、それ以外の用途で使用した場合では記載方法が異なる。

- ◇ **用途名**：増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料の用途で使用した場合は、用途名併記が必要。

**例 増粘剤としてリン酸化デンプンを使用した場合**

「原材料名 ○○、○○、増粘剤（リン酸化デンプン）、○○」  
もしくは「原材料名 ○○、○○、増粘剤（加工デンプン）、○○」

- ◇ **一括名**：乳化剤の用途で使用した場合は、「乳化剤」という一括名での表記も可能。

**例 乳化剤としてヒドロキシプロピルデンプンを使用した場合**

「原材料名 ○○、○○、ヒドロキシプロピルデンプン、○○」  
もしくは「原材料名 ○○、○○、乳化剤、○○」

- 一方、今回、食品添加物の扱いとならない物理的又は酵素的に処理を加えたデンプンについては、従来どおり食品として取り扱われ、「加工」の文字を付記しない「でん粉」、「でんぷん」、「澱粉」、「デンプン」等と表示される。

- したがって、今回食品添加物として指定される予定の化学的に加工を加えた

加工デンプンと、従来どおり食品として取り扱われる物理的又は酵素的に処理を加えたデンプンを同時に使用することも考えられるが、この場合、食品としての表示と食品添加物としての表示をどちらも記載することが必要となる。

例 酵素により処理したデンプンを食品の原材料として使用し、かつ今回、食品添加物として指定を検討している酢酸デンプンを安定剤として使用した場合

「原材料名 ○○、○○、でん粉、安定剤（酢酸デンプン）、○○」もしくは

「原材料名 ○○、○○、でん粉、安定剤（加工デンプン）、○○」

### 3. その他

平成元年及び平成8年の添加物表示の全面的な見直しの際には、「公布日より1年6ヶ月後までに製造、加工、輸入される食品や添加物の表示は、なお従前の例によることができること」としている。今回の表示の変更のための経過措置については、いままでの見直しの際の経過措置を十分に参考にした上で検討する。